

大和市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第4号

大和市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大和市福祉事務所長委任規則（昭和34年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第2項」を「第32条第2項及び第3項」に改める。

第2条第2号に次のように加える。

エ 法第24条第5項及び第6項に規定する保育の措置に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。